

小型機船底びき網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項第2号に掲げる小型機船底びき網漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

（1）小型機船底びき網漁業（かけまわし漁業・板びき網漁業）15トン未満

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰り第一種漁業 （かけまわし漁業）	宮城県と福島県との県界真東の線以北の宮城県沖合海面	1月1日から6月30日まで及び 9月1日から12月31日まで	定めなし	15トン未満 ※	2	県内に住所を有する者
その他の小型機船底びき網漁業 （板びき網漁業）	金華山頂上を通る緯線以南から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面				2	宮城県漁業協同組合（表浜支所）と共同で当該漁業を営もうとする者

※総トン数10トン未満の場合は、金華山頂上を通る緯線以南から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面、漁業時期は1月1日から2月末まで及び5月1日から12月31日までとする。

(2) 小型機船底びき網漁業（かけまわし漁業・板びき網漁業・貝桁漁業）10トン未満

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第一種漁業 （かけまわし漁業）	金華山頂上を通る緯線以南から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から2月末まで及び5月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	13	県内に住所を有する者
その他の小型機船底びき網漁業 （板びき網漁業）						
手繰第三種漁業 （貝桁漁業）	金華山頂上真南の線から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から2月末まで、5月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで				
手繰第一種漁業 （かけまわし漁業）	金華山頂上を通る緯線以南から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から2月末まで及び5月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	3	
その他の小型機船底びき網漁業 （板びき網漁業）						
その他の小型機船底びき網漁業 （板びき網漁業）	金華山頂上を通る緯線以南から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から2月末まで及び5月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	1	
手繰第三種漁業 （貝桁漁業）	金華山頂上真南の線から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から2月末まで、5月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで				
その他の小型機船底びき網漁業 （板びき網漁業）	金華山頂上を通る緯線以南から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から2月末まで及び5月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	17	宮城県漁業協同組合（仙南支所（亙理））に所属する者
手繰第三種漁業 （貝桁漁業）	金華山頂上真南の線から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで				
手繰第三種漁業 （貝桁漁業）	金華山頂上真南の線から宮城県と福島県との県界真東の線に至る宮城県沖合海面	1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	18	県内に住所を有する者
					2	宮城県漁業協同組合（表浜支所）と共同で当該漁業を営もうとする者

(3) 小型機船底びき網漁業（貝桁漁業）5トン未満

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業 (貝桁漁業)	第一種共同 漁業権共第 152、154号	(あかがい・こたまがい) 1月1日から6月30日まで及び 9月1日から12月31日まで (ほっきがい) 1月1日から3月31日まで及び 9月1日から12月31日まで	定めなし	5トン 未満	14	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員 行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮 城県漁業協同組合（仙台支所）と共同して当 該漁業を営もうとする者
	第一種共同 漁業権共第 152、154、 158号	(あかがい・こたまがい) 1月1日から6月30日まで及び 9月1日から12月31日まで (ほっきがい) 1月1日から3月31日まで及び 9月1日から12月31日まで	定めなし	5トン 未満	25	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員 行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮 城県漁業協同組合（仙南支所（閑上））と共 同して当該漁業を営もうとする者
	第一種共同 漁業権共第 157、158号	(あかがい) 11月1日から翌年2月末日まで (こたまがい) 12月1日から翌年4月30日まで (ほっきがい) 1月1日から4月30日まで及び 9月1日から12月31日まで	定めなし	5トン 未満	5	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員 行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮 城県漁業協同組合（仙南支所（亘理））と共 同して当該漁業を営もうとする者
	第一種共同 漁業権共第 158、159号	(あかがい) 1月1日から2月末日まで、 5月1日から5月31日まで及び 9月1日から12月31日まで (こたまがい) 1月1日から6月30日まで及び 9月1日から12月31日まで (ほっきがい) 1月1日から4月30日まで及び 9月1日から12月31日まで	定めなし	5トン 未満	16	操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員 行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた宮 城県漁業協同組合（仙南支所（山元））と共 同して当該漁業を営もうとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年6月14日から令和6年7月16日まで